

(第2章関連) 実現する放送

2-1 携帯端末向けマルチメディア放送のイメージ

事業構造

位置づけ

携帯電話サービスの拡張

従来型放送の拡張

受信エリア

全国

地方ブロック

コミュニティ

収入基盤

広告収入（無料放送）

通販収入

料金収入（有料放送）

その他

受信端末

テレビ等

携帯電話

携帯デバイス

受信形式

固定受信



移動受信



サービス

チャンネル数

多チャンネル

チャンネルイメージ

一般向けチャンネル

専門的チャンネル

放送の形式

映像



音声



データ



送信の形式

リアルタイム

ダウンロード

コンテンツの種類

<一般向け>

報道（ニュース）

娯楽（ドラマ、スポーツ、音楽、映画等、通販）

教養・教育（英会話等）

地域情報

災害情報

<専門的>

地図、広告

ゲームソフト、エンジニアリング

通信連携コンテンツ

インターネットアプリケーション

2-2 実現する放送の基本的枠組み

実現する放送	デジタル新型コミュニティ放送	地方ブロック向けデジタルラジオ放送	全国向けマルチメディア放送
	<p>○現存するニーズにまずは適切に対応することが必要。</p> <p>○すべての市町村への画一的な割当ては不要であるが、ニーズのある地域について帯域幅を柔軟に割り当てるべき。</p>	<p>○全国をどのように分割してブロックを定めるかについては、国が定める方法、事業者が定める方法がある。(注2)</p> <p>○できる限り柔軟なサービス提供を可能とすべき。</p>	<p>○安定的なサービス提供を可能とする環境(広い帯域幅)が必要。</p> <p>○できる限り柔軟なサービス提供を可能とすべき。</p>
制度化の理念	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域振興」「地域情報の確保」 ●「地域文化・地域社会への貢献」 	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域振興」「地域情報の確保」 ●「地域文化・地域社会への貢献」 ●「既存ラジオのノウハウの活用」 ●「通信・放送融合型サービスの実現」 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国際競争力の強化」 ●「産業の振興」 ●「コンテンツ市場の振興」 ●「通信・放送融合型サービスの実現」 ●「新たな文化の創造」 ●「携帯端末向け放送サービスの先導的役割」
ビジネスモデルのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ごとの情報伝達手段 ●アナログコミュニティ放送のデジタル版 ●自治体やCATVとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方ブロックマーケットの多チャンネルサービス ●「全国向け放送」の対抗軸(「地方ブロック」同士の連携等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国マーケットの多様な多チャンネルサービス ●携帯電話サービスとの連携 ●骨太なビジネスモデル ●新たな公共的役割(コンテンツ振興、地域情報の全国発信、「外国人向け」等)
料金	無料放送中心	無料放送・有料放送	有料放送中心
受信エリア	電波の届く限り	FM程度 (例えば5年以内の実現を目標)	FM程度(約9割の世帯をカバー) (例えば5年以内の実現を目標)
サービス内容	リアルタイム中心 マルチメディア ・地域情報中心 ・災害時放送等	リアルタイム中心(ダウンロードもあり) マルチメディア ・一般向け情報中心 ・アナログラジオのサイマル放送あり ・災害時放送等 ・ITS等	リアルタイム・ダウンロード マルチメディア ・専門的コンテンツ中心(「ニュース」「スポーツ」「音楽」等) ・従来の放送にはないコンテンツ(「ゲーム」「エン지니어リング」「地図」等)

(注1) 「デジタル新型コミュニティ放送」(以下「新型コミュニティ放送」という。)とは、都市部で最大で半径10kmの範囲の地域を放送エリアとして想定した(空中線電力が最大20wとされている現在のアナログ方式によるコミュニティFM放送は都市部で最大半径2km程度)。このための技術的条件等については今後さらに検討する必要がある。

(注2) 国が定める場合には、例えば、放送法における地方ブロックの定め方であるNHKの地方放送番組審議会の区分け(概ね、北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄に相当する8ブロック)に準ずることが考えられる。さらに、このうち、中国と四国については、民放の地上テレビジョン放送において、岡山県と香川県を1つの放送対象地域としていることを勘案し、一体的に扱うことも考えられる。

2-3 放送普及基本計画

放送普及基本計画

放送普及基本計画とは、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、NHKの必須業務等、放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定めるもの（放送法第2条の2第2項）。

放送普及基本計画の規定事項

放送普及基本計画には、次の事項を定めるものとされている。

- **放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項**
- **放送対象地域**（同一の放送番組を放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域）
- **放送対象地域ごとの放送系の数の目標**

※ 放送対象地域内では、放送事業者は、難視聴解消の義務又は努力義務が課される。

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまなく受信できるように努めることとされている（NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け）。

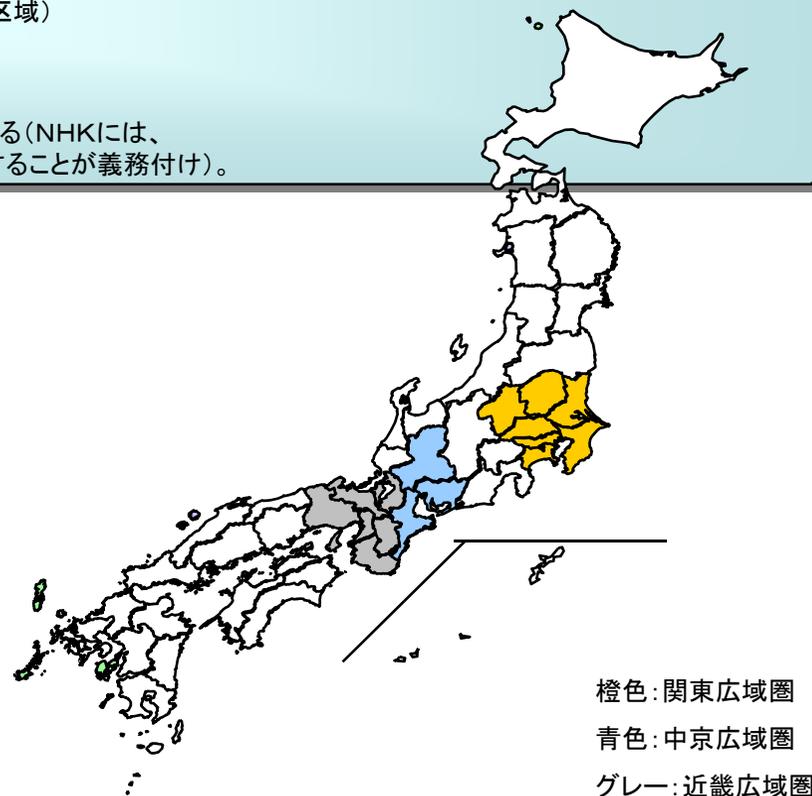
放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体（NHK、放送大学学園、一般放送事業者）
- ② 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）等に基づき設定

(2) 具体例（地上アナログテレビジョン放送）

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
関東広域圏
- ③ 一般放送事業者
広域圏：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他：上記以外の各都道府県



橙色：関東広域圏
青色：中京広域圏
グレー：近畿広域圏

2-4 放送の種類別のチャンネル数(放送普及基本計画ベース)

		全国		県域・広域		その他		
		NHK	民放	NHK	民放	NHK	民放	
地上放送	テレビジョン放送(注3)		1(教育)	—	1(総合)	1~6 (広域は3区域) ※無料	—	—
	音声放送	超短波	—	—	1	1~2(県域のみ) ※無料	—	適宜(コミュニティ)
		中波	1(教育)	—	1(総合)	1~3 (広域は3区域) ※無料	—	—
		短波	—	1 ※無料	—	—	—	—
	(マルチメディア放送)							
BS放送	テレビジョン放送	標準	1(難視解消) 1(総合)	1以上 ※有料・無料は問 わない。	—	—	—	—
		高精細度	1(難視解消) 1(総合)	9程度 ※有料・無料は問 わない。	—	—	—	—
	超短波放送(注4)		—	1以上	—	—	—	—
CS放送	テレビジョン放送		—	170程度 ※有料・無料は問 わない。	—	—	—	—
	超短波放送		—	1 ※放送大学学園 のみ。	—	—	—	—

注1 国内放送に係るチャンネル数について取りまとめたもの。

注2 放送大学学園の放送、多重放送を除く。

注3 「ワンセグ」は地上放送のテレビジョン放送の免許により行われることから、この数と同じになる。

注4 2.6ギガの衛星による「モバイル向けの放送」を含む。

2-5 民放各局の「ローカル放送番組」の比率とその内訳

	テレビジョン放送	AM	FM
地域情報番組の比率	12.8%	52.2%	40.5%
うち、ニュース	3.8%	4.2%	1.9%
うち、天気予報	1.4%	1.6%	0.9%
うち、その他	7.6%	46.5%	37.6%
「その他」の番組例	(県域) 「どうでしょうリターンズ」(北海道テレビ放送) 「こちらお茶の間情報局」(秋田放送) 「県政スペシャル」(さくらんぼテレビジョン) 「ハイビジョンスケッチ とやまの彩」(北日本放送) 「カーブ・DON！」(広島ホームテレビ) 「九州経済NOW」(ティー・ヴィー・キュー九州放送) 「フレッシュ大分」(大分放送) 等	(県域) 「大泉洋のサンサンサンデー」(北海道放送) 「おはようワイドあおもり」(青森放送) 「福島競馬レース展望」(ラジオ福島) 「長崎は証言する」(長崎放送) 「ワンダフル高知」(高知放送) 「泡盛よもやま話」(ラジオ沖縄) 等	(県域) 「hiro&hiroの新潟ステキ再発見！」(新潟県民エフエム) 「全開！福井あばさけビジネス道」(富山エフエム放送) 「山口週末ナビ」(エフエム山口) 「ライブアップまつやま」(エフエム愛媛) 「福岡パラダイス」(エフエム福岡) 「フレッシュフラッシュ熊本」(エフエム熊本) 等

※ 「ローカル放送番組の比率」は、平成15年再免許時の資料による。

※ 「ローカル放送番組」は、「出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤とする地域社会向けの放送番組と認められるもの」をいい、自社以外が制作したものも含む。

2-6 NHKの地域向け放送時間^(注1)とその内訳

	テレビジョン放送 (総合テレビ)	AM (ラジオ第1)	FM
地域向け放送時間	3時間 2分	3時間12分	2時間 5分
うち、 ブロック向け等の放送時間 ^(注2)	1時間52分	2時間31分	1時間33分
うち、 都道府県向け等の放送時間 ^(注3)	1時間 9分	41分	31分

※ NHK資料をもとに総務省作成

(注1) 放送時間は、平成19年度の地域放送時間の計画値を1日(24時間)単位に換算したもの。

(注2) 「ブロック向け等の放送時間」には、各ブロック向け放送の他、複数の都道府県向けの放送及びブロックを超えて放送される放送を含む。

なお、NHKのブロック割は次のとおり。

- ・ 北海道ブロック(北海道)
- ・ 東北ブロック(宮城県、秋田県、山形県、盛岡県、福島県、青森県)
- ・ 関東甲信越ブロック(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、新潟県、山梨県)
- ・ 中部ブロック(愛知県、三重県、岐阜県、石川県、静岡県、福井県、富山県)
- ・ 近畿ブロック(大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県)
- ・ 中国ブロック(広島県、岡山県、松江県、鳥取県、山口県)
- ・ 四国ブロック(愛媛県、高知県、徳島県、香川県)
- ・ 九州ブロック(福岡県、熊本県、長崎県、鹿児島県、宮崎県、大分県、佐賀県、沖縄県)

(注3) 「都道府県向け等の放送時間」には、各都道府県向け放送の他、都道府県内の一部の地域に向けた放送を含む。